

平成 29 年 8 月 23 日

**消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社ジャニーズ事務所との
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、株式会社ジャニーズ事務所（以下「ジャニーズ事務所」という。）に対して、ジャニーズ事務所が運営するジャニーズ事務所に所属するタレントを応援することを目的とするファンクラブであるジャニーズファミリークラブ（以下「本件クラブ」という。）に関し、ジャニーズ事務所と本件クラブの入会申込者及び会員との間で用いられる会員規約について（以下「本件規約」という。）、次のように契約条項の変更を申し入れた事案である。

（申入れの概要）

- ① 本件規約は予告なく改訂されることがあり、改訂された本件規約は、閲覧可能となった時点から効力を有するものとする契約条項が、消費者契約法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、その変更
- ② 会員が本件規約に定める会員資格の各条件を満たしている場合でも、会員を退会処分とする場合があり、退会処分とされた会員は損害賠償等の一切の権利行使ができないとする契約条項及びジャニーズ事務所は本件クラブのサービスに関しいかなる責任も負わないものとする契約条項が、それぞれ消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、その変更
- ③ 会員が資格を喪失した場合、理由のいかんを問わず、支払済みの入会金及び年会費の返還ができないとする契約条項が、消費者契約法第 9 条第 1

号に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、その変更

(2) 結果

平成 29 年 6 月 1 日、ジャニーズ事務所は、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、上記の申入れに係る契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成 29 年 7 月 25 日、消費者被害防止ネットワーク東海は、申入れの趣旨に沿う内容の改定がなされたものとして、ジャニーズ事務所に対し、申入れ終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

(法人番号 6180005007083)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ジャニーズ事務所 (法人番号 9010401014127)

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>